Ⅲ．届出書の押印等の取扱変更について

１．被保険者氏名欄の押印等の省略

次の①又は②の要件を満たした場合は、被保険者氏名欄の押印等を省略することができます。

① 被保険者が作成したものであること。

② 記載内容について被保険者が確認していること。
（②の想定される場合として、事務担当者が被扶養者異動届を記載し、その記載した届出書の内容を被保険者が確認した場合等が考えられます。）

２．押印等の省略が可能となる届出書

○ 「健康保険被扶養者異動届」

○ 健康保険被扶養者異動届に添付する「被扶養者現況届」

○ 「健康保険被保険者証（本人・家族）再交付申請書」

３．事務手続きについて

○ 新しい「被扶養者異動届」・「健康保険被保険者証（本人・家族）再交付申請書」を参考資料として同封しておりますので、そちらをご使用ください。

○ 被保険者氏名欄の押印等の省略をする場合は、被扶養者異動届は用紙の右上部分に、再交付申請書は用紙の中央部分に「確認欄」を設けましたので、「確認欄」の □ に ✔ を入れてください。

４．旧様式の被扶養者異動届・再交付申請書について

○　当面の間、旧様式を使用しても構いません。

○　旧様式で被保険者の押印等を省略する場合は、旧様式の「備考欄」や「余白部分」に必ず次の①又は②の文言を記載して提出をお願いします。

①　被保険者が作成したものである。

②　記載内容について被保険者が確認している。

５．被扶養者異動届に添付する「被扶養者現況届」について

○　新しい被扶養者異動届の確認欄に　✔ があれば「被扶養者現況届」の氏名欄の押印等を省略することができます。

○　旧様式の被扶養者異動届で提出する場合の「被扶養者現況届」については、旧様式の「備考欄」や「余白部分」に

①　被保険者が作成したものである。

②　記載内容について被保険者が確認している。

のどちらかが記載等がされていれば「被扶養者現況届」の氏名欄の押印等を省略することができます。

○　今回の手続き変更に伴っての「被扶養者現況届」の様式変更はありません。

６．再交付申請書に添付する「始末書」について

○　再交付申請書を届出する際に、始末書を添付しておりましたが、これを廃止いたします。

変 更 後	現　行
必要な手続き書類 ・　再交付申請書 ・　手数料（1,000 円）	必要な手続き書類 ・　再交付申請書 ・　始末書 ・　手数料（1,000 円）

７．実施時期について

○　令和２年４月１日受付分より

・「被扶養者異動届」の押印等の省略

・被扶養者異動届に添付する「被扶養者現況届」の押印等の省略

・健康保険被保険者証（本人・家族）再交付申請書に添付する「始末書」の廃止